

**資源ごみ集団回収報奨金の交付申請をお忘れなく!**

新聞・雑がみ・ダンボール・古布の資源ごみ回収を行う団体に報奨金を交付しています。

**対象** 平成29年11月から平成30年2月までに実施した資源ごみの集団回収

**申請期限** 3月1日(木)～30日(金) (郵送の場合は必着)

※申請期限を過ぎた場合、申請は受け付けられませんので必ず期限内に申請してください。

**報奨金額** 1kgあたり4円

**注意事項** 新年度の口座名義の変更は必ず振込確認後に行ってください。振込前に名義変更されますと、支払いが行えませんが注意してください。

**問** 環境クリーン推進課 (桜塚クリーンセンター内・東別院町)  
TEL27-2120、FAX27-3561  
(環境クリーン推進課)

**「むかしの道具、たぬきの糸車」体験会のお知らせ**

小学校への出前授業で人気の体験メニューを、文化資料館で開催します。

**とき** 3月24日(土)

午前10時～正午、午後1時～4時

**ところ** 文化資料館 (古世町)

**内容** ①昔の道具の名前わかるかな? ②七輪で炭火をおこしてみよう。③糸車で糸を紡いでみよう。④綿繰り機で、綿の種を取り出そう! ⑤弓で綿をほわほわにしてみよう。

**参加料** 無料

**対象** どなたでも (親子参加大歓迎)

**申し込み** 当日随時受け付け (正午～午後1時は、受け付けも体験も休みます)

**協力** 文化資料館友の会

**問** 文化資料館 (月曜日休館)  
TEL22-0599、FAX25-6128  
(文化資料館)

**国民健康保険の被保険者証一斉更新**

◀ 4月1日(日) から国民健康保険の保険証が新しくなります ▶

新しい保険証は3月末までに世帯主あてに加入者全員分を同封して書留で郵送します (保険料に滞納がある場合を除く)。

現在お持ちの保険証は3月31日(土) で期限切れとなり使用できなくなりま

きなくなります。期限が過ぎましたら保険証は細かく切りきざんで処分してください。

◀ 注意 ▶

4月になっても保険証が届かない場合は問い合わせてください。

**問** 市役所 1階保険医療課 (7番窓口)

TEL25-5025、FAX25-5021  
(保険医療課)

**平成30年度国民年金保険料について**

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業などにより次の3種類に分類されます。

	必ず加入する人		
	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<b>対象者</b>	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など	会社員・公務員など厚生年金保険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合などに加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者 (20歳以上60歳未満)
<b>保険料</b>	自分で保険料を納めます。	厚生年金保険料を納めます (国民年金保険料が含まれます)。	自分で保険料を納める必要はありません (配偶者が加入する年金制度が負担します)。

※65歳以上70歳未満で厚生年金保険や共済組合に加入している人のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

**国民年金の保険料** 平成30年度保険料 月額 16,340円

第1号被保険者には平成30年4月中に日本年金機構から納付書が送付されます。納付書は3種類 (1年前納用、6カ月前納用【前期・後期】、月別納付書) 同封されています。いずれかの納付書に現金を添えて、全国の金融機関、ゆうちょ銀行、指定のコンビニエンスストアで納付期限までに納めてください。

現金納付による2年前納を希望される場合は、別途申し込みが必要ですので京都西年金事務所 (TEL075-315-1829) まで問い合わせてください。

※納付額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人の申し出により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。未納にせず、必ず免除の申請をしてください。

**前納割引制度 (現金納付の場合)**

国民年金保険料の支払いには、まとめて前払いすると割引される前納割引制度があります。お得な前納割引制度をぜひ利用してください。

	本来納付額	前納額	割引額	納付期限
<b>毎月納付</b>	16,340円	—	—	翌月末
<b>6カ月前納</b>	98,040円	97,240円	800円	4月～9月分 保険料 5月1日(火) ----- 10月～翌年 3月分保険料 10月31日(水)
<b>1年前納</b>	196,080円	192,600円	3,480円	5月1日(火)
<b>2年前納</b>	393,000円 ※平成31年度 保険料 月額16,410円	378,580円	14,420円	5月1日(火)

※月末が休日の場合は、翌営業日が納付期限となります。

**20歳になられる皆さんへ**

国民年金、厚生年金保険に加入された人には年金手帳が交付されます。年金手帳は、加入制度が変わったときや、年金の請求手続きの際にも使用しますので、大切に保管してください。

**問** 京都西年金事務所 TEL075-315-1829  
市役所1階市民課国民年金係 (4番窓口) TEL25-5020、FAX25-5021

(市民課)

**咳やくしゃみが出るときは、ティッシュなどで口を覆いましょう**